

2020年大河ドラマ「麒麟がくる」放映に伴う、「明智光秀」に関する展示の企画・運営実施業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「2020年大河ドラマ「麒麟がくる」放映に伴う、「明智光秀」に関する展示の企画・運営実施業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

2020年大河ドラマ「麒麟がくる」放映に伴う、「明智光秀」に関する展示の企画・運営実施業務

(2) 業務内容

別紙「2020年大河ドラマ「麒麟がくる」放映に伴う、「明智光秀」に関する展示の企画・運営実施業務 業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2021年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は26,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし、有料来館者が12万人を達成した場合、成功報酬6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を追加で支払う。

※詳細は、別紙「2020年大河ドラマ「麒麟がくる」放映に伴う、「明智光秀」に関する展示の企画・運営実施業務 業務仕様書」のとおり

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

2019年4月26日（金）	公募開始
2019年5月13日（月）	現地案内・説明会
2019年5月14日（火）12時	参加申込にかかる提出書類及び質疑受付締切
2019年5月15日（水）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
2019年5月20日（月）12時	企画提案書等の提出締切
2019年5月22日（水）	プレゼンテーション審査（予定）

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全て

に該当する者としてします。

- (1) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 現地説明会

(1) 開催日時

2019 年 5 月 13 日（月）10 時

(2) 場所

西教寺総門（大津市坂本 5 丁目 13 番 1 号）

(3) 参加申込の手続き

ア 申込期間

2019 年 5 月 9 日（木）まで

イ 申込方法

電子メールで送信すること。

なお、メールの件名は「プロポーザル現地説明会. 会社名」とし、本文に参加人数及び連絡先を入力すること。

ウ 申込先

「15. 問い合わせ先」のとおり

8. 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式は問わない。）を作成し、電子メールで送信すること。

メールの件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦 8 桁）. 会社名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。送信後、必ず電話等で送信した旨を下記の提出先に伝え、着信したことを確認すること。

(2) 期限

2019 年 5 月 14 日（火）12 時まで（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

「15. 問い合わせ先」のとおり

(4) 回答方法

ホームページの公表による回答

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領の定めるところに従い、次のア(ア)から(ク)までに掲げる書類は原本 1 部、並びにイ(ア)から(ク)までに掲げる書類は原本 1 部及び副本 10 部を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 【様式 1】参加申込書

(イ) 【様式 2】誓約書

(ウ) 【様式 3】法人等の概要

(エ) 会社案内（パンフレット等）

(オ) 事業実績書（様式は問わない。）

(カ) 直近年度の国税（法人税（個人の場合にあつては、所得税）及び消費税）及び市町村税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

(キ) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）

(ク) 【様式 4】役員名簿（なお会社役員の名簿のみ、持参又は郵送するとともに Excel ファイルを E メールに添付し、問い合わせ先のアドレスに送付すること）

イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 見積書（様式は問わない。）

見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

(イ) 企画提案書（様式は問わない。）

(ウ) 審査基準対照表

募集要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び、提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

(2) 提出期間及び時間

- ア 参加申込にかかる提出書類
2019年5月14日(火)12時まで
- イ 企画提案にかかる書類
2019年5月20日(月)12時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は郵便書留とし、期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「15. 問い合わせ先」のとおり

10. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

別紙の仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

- ア 会社概要及び事業実績
- イ 実施体制(進捗報告体制も含め、可能な限り詳細に記載すること。)
- ウ 本実施業務に係る事業費積算内訳
- エ 実施スケジュール
- オ 仕様書に沿った企画・提案内容

(2) 様式等

- ア 様式は問わない。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする
- イ 様式の規格はA4サイズとする
- ウ 提案内容については使用枚数を自由とする
- エ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること

(3) 記載要領及び留意点

- ア 事業所名について
提案者の事業所名または商号・屋号を記載すること。
- イ 事業の実施体制について
当該事業を実施した場合の実質的な従事者について記載すること。
- ウ 業務に係る事業費積算内訳
当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また積算にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査します。

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査により行う。また、提案時間は 20 分以内とし、提案説明は、本業務委託に従事する者が行うこととする。

(2) 審査日

2019 年 5 月 22 日（水）

なお、応募者が多数の場合は別途審査日を設けるものとする。

(3) 会場等

大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所別館 3 階 産業観光部大会議室（予定）

※詳細な時間及び場所は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

(4) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

ア 事業成果①（西教寺禅明坊の目標来館者数）

(ア) 西教寺禅明坊の来館目標人数が、協議会の目標に対して十分なものとなっているか。

(イ) 西教寺禅明坊の来館目標人数について、ターゲット別に明確な根拠に基づき算出されているか。

(ウ) 各ターゲットに訴求する企画内容となっており、ターゲット別に有効な誘客戦略が具体的に計画されているか。

(エ) 目標達成状況を、期中に定期的に把握し、状況に応じて計画を見直すなど、具体的な対応策が取れるか。

イ 事業成果②（地域周遊の促進、放映終了後の効果を図る新たな指標）

(ア) 目的である「地域への周遊促進」や「放映後の集客効果」などを図る上で有効な指標を設定し、目標数値が十分な水準となっているか。

(イ) 目標数値について、明確な根拠に基づき算出されているか。

(ウ) 目標達成に有効な企画内容となっており、戦略が具体的に計画されているか。

(エ) 目標達成状況を、期中に定期的に把握し、状況に応じて計画を見直すなど、具体的な対応策が取れるか。

ウ 業務実施の確実性、安定性

(ア) 実施可能なスケジュールとなっているか。

(イ) 仕様書の内容及び提案された内容が実施することが可能な業務体制となっているか。

(ウ) 協議会や NHK、地域関係者と調整しながら、業務を実施する体制となっているか。

エ 価格要件に関すること

(ア) 事業費詳細について、明確な説明のもと積算されているか。

(イ) 事業費を抑制する工夫がなされ、かつ、期待される効果に対して、適切な価格となっているか。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知します。

(2) 通知予定日

2019年5月24日（金）

1.3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1.4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を協議会に請求することはできません

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、協議会あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が3. 予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

1.5. 問い合わせ先

NHK大河ドラマ「麒麟がくる」大津市観光振興協議会

(大津市産業観光部観光振興課 担当：喜田)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL : 077-528-2756 Mail : otsu1604@city.otsu.lg.jp